

表4

地域包括支援センター

『地域包括支援センター』は、地域で暮らす高齢者のための身近な総合相談窓口です。
住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護・福祉・医療・健康など様々な面から総合的に支えます。

お困りごとがありましたら、おひとり・ご家族だけで悩まず、
お住まいの地区の『地域包括支援センター』へ まずはご相談ください。

地域包括支援センター名	お 住 ま い の 地 区	住 所	電話番号
矢板市地域包括支援センターやしお	泉地区、矢板地区西部の行政区（矢板1～4区、富田、木幡東、木幡西、川崎反町、境林、館ノ川、高塩、倉掛、合会、片俣、塩田、幸岡、下太田、荒井、土屋）	平野1362-12	(0287) 47-5577
矢板市地域包括支援センターすえひろ	片岡地区、矢板地区東部の行政区（矢板5・6区、末広町、針生、中、ロビンシティ矢板、東町、早川町、沢、豊田、成田、ハッピーハイランド矢板）	末広町 45-3	(0287) 47-7005

連絡先メモ

わが家

住所 〒 -

☎ ()

[家族・親族の連絡先]

名前 ☎

名前 ☎

名前 ☎

名前 ☎

かかりつけ医

[医療機関名]

☎ [担当医師名]

[住所等]

ケアマネジャー

[所属事業者名]

☎ [担当者名]

[住所等]

メモ

表1

｜ 矢 板 市 ｜ 介護・認知症 安心ガイドブック

住み慣れた地域でいつまでも



認知症ケアパス &
医療・介護マップ付

はじめに

我が国において、2012年（平成24）年に認知症の人は462万人、軽度認知障害（MCI）の人の数は400万人とされ、合わせると65歳以上高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備軍とも言われています。また、2025（令和7）年には認知症の有病者数は約700万人となると推計されています。

（認知症施策推進大綱より一部引用、厚生労働省より）
このように、認知症は誰もがなりうるものであり、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人の意見が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、一人ひとりが認知症を正しく理解し、地域で支え合っていくことが大切です。



早期の診断と治療が大切

準備
ができる

早期の診断を受け、症状が軽いうちに、本人や家族が病気と向き合い話し合うことで、介護サービスの利用など今後の生活の備えをすることができます。

治療
ができる

認知症を引き起こす病気には、早めに治療すれば改善可能なものもあります。早めに受診して原因となっている病気の診断を受けることが大切です。

遅らせる
ことができる

原因となる病気（アルツハイマー病や脳梗塞・脳出血など）によって、治療方法が異なります。適切な治療を受けることにより、進行を遅らせることができる場合もあります。

もくじ

◆ 家族が作った認知症早期発見のめやす …… 2P

◆ 認知症とは …… 3P

◆ 認知症ケアパス …… 5P

◆ 相談する …… 7P

◆ 受診する …… 8P

◆ 介護保険とは …… 11P

◆ 介護サービス

・ 在宅サービス（来てもらう） …… 13P

・ 在宅サービス（通う） …… 14P

・ 在宅サービス（泊まる） …… 15P

・ 多機能サービス（通う・来てもらう・泊まる）… 15P

・ 福祉用具（借りる・買う） …… 16P

・ 住宅改修 …… 16P

・ 入所・入院サービス（施設において生活） …… 16P

◆ 介護予防事業 …… 18P

◆ 認知症関連事業 …… 19P

◆ 家族介護支援 …… 20P

◆ 見守り支援・生活支援 …… 20P

◆ 権利擁護支援 …… 22P

◆ 終活支援 …… 22P

◆ 医療・介護マップ …… 23P

家族が作った認知症早期発見のめやす

日常の暮らしの中で、認知症の始まりではないかと思われる言動を「認知症の人と家族の会」の会員の経験からまとめたものです。医学的な診断基準ではありませんが、暮らしの中での目安として参考にしてください。
いくつか思いあたることがあれば、早めに専門家に相談してみましょう。



「認知症の人と家族の会」作成

✓ 認知症チェック

チェック 1 もの忘れが目立つ

- ☐ 今切ったばかりなのに電話の相手の名前を忘れる
- ☐ 同じことを何度も言う・問う・する
- ☐ しまい忘れ・置き忘れが増えいつも探し物をしている
- ☐ 財布・通帳・衣類などを盗まれたと人を疑う

チェック 2 判断・理解力が衰える

- ☐ 新しいことが覚えられない
- ☐ 話のつじつまが合わない
- ☐ 料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった
- ☐ テレビの内容が理解できなくなった

チェック 3 時間・場所がわからない

- ☐ 約束の日時や場所を間違えるようになった
- ☐ 慣れた道でも迷うことがある

チェック 4 人柄が変わる

- ☐ 些細なことで怒りっぽくなった
- ☐ 日課や趣味をしなくなる
- ☐ 意欲がなく、ぼんやりしていることが多い
- ☐ 自分の失敗を人のせいにする

チェック 5 不安感が強い

- ☐ 外出時に持ち物を何度も確かめる
- ☐ 「頭が変になった」と本人が訴える
- ☐ 1人になると怖がったり寂しがったりする

チェック 6 意欲がなくなる

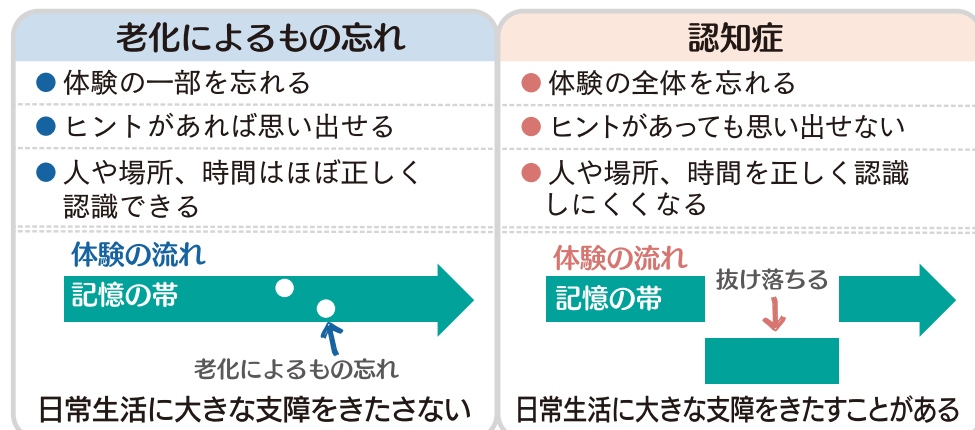
- ☐ 下着を替えず身だしなみを構わなくなった
- ☐ 趣味や好きな番組に興味を示さなくなった
- ☐ ふさぎ込んで何をするのもおっくうがりいやがる

認知症とは

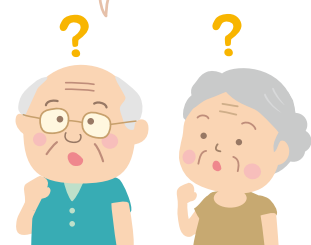
認知症とは

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が損傷を受けたり働きが悪くなることで認知機能が低下し、さまざまな生活のしづらさが現れる状態（およそ6か月以上継続）を指します。

「老化によるもの忘れ」とは異なります。

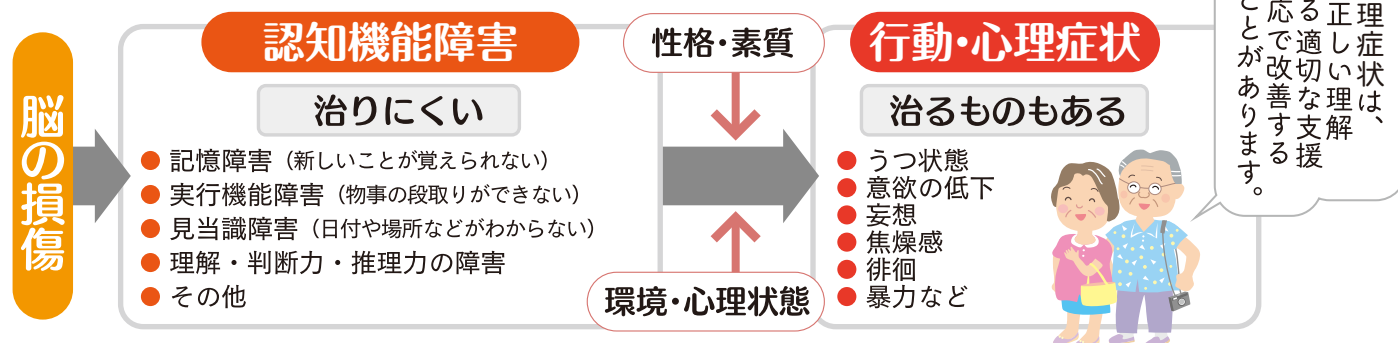


日常生活に大きな支障をきたすことも。



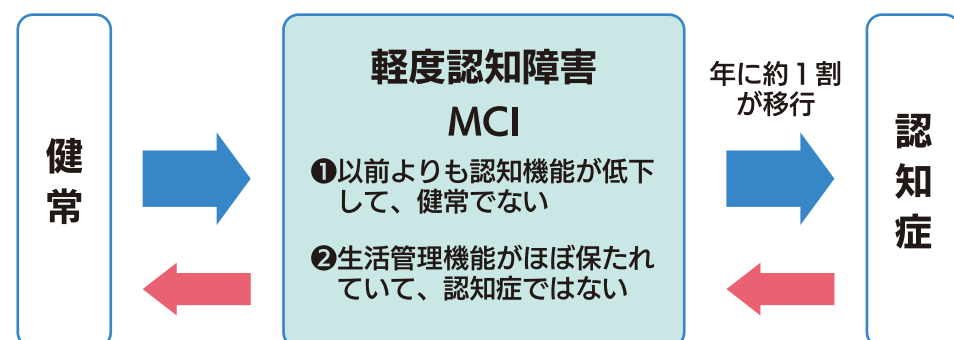
認知機能障害と行動・心理症状

認知症の症状は、中核症状と性格や環境によって生じる周辺症状に分けられます。



軽度認知障害 (MCI) とは

認知症は、いつとはなしに発症する病気です。症状が出る前にすでに病気が始まっているといわれます。認知症とまでは言えないけれど物忘れがある状態を、軽度認知障害 (MCI) といいます。



MCIの人は、そうでない健常な人に比べて、認知症になる確率が高いとされていますが、そのままの状態が続く人もおり、中には、正常に戻る人もいます。MCIといわれても過剰に心配する必要はありませんが、認知症予防のライフスタイル（人との交流、運動、食事、禁煙など）へ変えることが大切になります。

認知症の種類と主な症状

アルツハイマー型認知症

脳の神経細胞に異常なたんぱく質がたまり細胞が破壊されて、脳が萎縮する病気。萎縮の場所と程度によって、認知症のさまざまな症状が現れます。

- 症状**
- 少し前のできごとを忘れる
 - 同じことを何度も言う
 - 帰り道がわからなくなる
 - 同じ物を何度も買ってくるなど

脳血管性認知症

脳の血管が詰まったり（脳梗塞）、破れたり（脳出血）して血流が途絶え、脳細胞が死滅するために起こる認知症。

- 症状**
- もの忘れが多い
 - 転びやすい
 - 意欲が低下する
 - 手足がしびれる
 - 急に泣いたり怒ったりするなど

レビー小体型認知症

レビー小体と呼ばれる異常なタンパク質のかたまりが脳内の神経細胞にたまる病気。初期には、物忘れが目立たないことが特徴です。

- 症状**
- 子ども・虫が見えたりする（幻視）
 - 手足が震えたり、動きが小さくなる
 - 夜間に寝ぼけて大声を出す
 - 日によって症状の程度が違ふなど

前頭側頭型認知症

前頭葉と側頭葉を中心に脳が徐々に萎縮する病気。非常識な行動（万引き・暴力）が出たり、言葉の意味が分からなくなってくる。

- 症状**
- 同じ時間に同じ行動を繰り返す
 - なめらかに話をすることができない
 - 言葉の意味がわからなくなる
 - 非常識な行動など

※それぞれが軽症でも、重複すると認知症の発症が早まります。一人の脳の中で、いくつか重複している場合が大半です。

若年性認知症について

65歳未満で発症する若年性認知症の方は全国で4万人近くいると言われています。

若年性認知症の場合、認知症のせいであると思わず、疲れや、更年期障害、あるいはうつ状態等と思い、専門の医療機関を受診しないことが多いため、発見が遅れます。

◆認知症とうつ状態との区別

	うつ状態	認知症
発症	週～月単位で、何らかのきっかけがある	ゆっくりと発症し、特定しにくい
経過	発症後、症状は急速に進行し、日内・日差変動がある	一般にゆっくりで、変動が少なく、進行性
記憶障害	記憶障害を強く訴える 考えてもわからないと言う 最近の記憶も昔の記憶も同様に障害	記憶障害を否認するが、他覚的にはみられる 考えようとし 最近の記憶が障害される
答え方	質問に「わからない」と答える	誤った答え、作話をしたり、つじつまを合わせようとする
自己評価	自分の能力低下を嘆く	自分の能力低下を隠す
思考内容	自責的、自分を責める	他罰的、他人のせいにする
身体症状	不眠、食欲低下など	あまり見られない
気分・感情	気分は変動する 悲哀、空虚感	怒りっぽい、感情と一致しない言動がある

認知症とうつ状態が同じ人に現れたり、認知症と診断されたことによってうつになることもあります。気になることがあれば医療機関を受診しましょう。

矢板市認知症ケアパス一覧表

★ 認知症の発症からその進行状況に合わせて適切な支援内容を一覧表にしています。
★ 認知症の進行は、右にいくほど発症から時間が経過し、進行している状態です。

進行度	軽 度		中 度		重 度	
	気づき					
		認知症の疑いがある 物忘れはあるが、金銭管理や 買い物、書類作成等を含め日 常生活は自立している	症状はあっても 日常生活は自立 買い物や事務、金銭管理等に ミスがみられているが、日常 生活はほぼ自立している	誰かの見守りが あれば日常生活は自立 服薬管理ができない、電話の 対応や訪問者の対応などが 1人では難しい。	日常生活に手助け ・介護が必要 着替えや食事、トイレ等が うまくできない	常に介護が必要 意思の疎通が困難である
支援内容						
①相談する		地域包括支援センター P7 認知症の人と家族の会 P7 認知症疾患医療センター・かかりつけ医・認知症専門医 P8・9 認知症カフェ P19				
②医療を受ける		認知症疾患医療センター・かかりつけ医・認知症専門医 P8・9				
③家族を支援する		地域包括支援センター P7 認知症カフェ P19 家族介護者支援 P20				
④介護予防 ・悪化予防		介護予防に関する事業・シニアクラブ P18 地域交流サロン P18		通所介護・通所リハビリテーション P14 小規模多機能型居宅介護 P15		
⑤他者つながり支援 仕事・役割支援		シニアクラブ・地域交流サロン P18 シルバー人材センター P19 認知症サポーター養成講座・認知症カフェ P19				
⑥見守る		地域交流サロン P18 認知症サポーター養成講座 P19	緊急通報に関する事業 P20 見守り配食サービス P20			
⑦生活を支援する		生活支援事業 P21	見守り配食サービス P20 移動支援 P21	通所介護・通所リハビリテーション P14 小規模多機能型居宅介護 P15		
⑧身体を介護する				訪問介護・訪問入浴・訪問リハビリテーション P13 通所介護・通所リハビリテーション P14 小規模多機能型居宅介護 P15		
⑨緊急時支援		緊急通報に関する事業 P20	小規模多機能型居宅介護(P15)・ 訪問介護(P13)・短期入所生活(療養)	訪問看護 P14 介護 P15		
⑩住まいを考える		有料老人ホーム P17 サービス付き高齢者向け住宅 P17		認知症対応型共同生活介護 P17	介護老人福祉施設 P16 介護老人保健施設 P17	

相談する

地域包括支援センター

高齢者の介護や保健、福祉、医療など日常生活の様々なお困りごとに対応する相談窓口です。管轄地域在住のおおむね 65 歳以上の高齢者やご家族であれば、どなたでも相談できます。どうぞお気軽にご相談ください。※相談料は無料です。

- ① 高齢者の介護や要支援と認定された方の介護予防サービスの利用の総合的な相談
- ② 介護保険以外の福祉サービスの紹介（申請手続きの代行等）
- ③ 認知症、成年後見制度の利用や高齢者虐待などの相談

矢板市地域包括支援センターやしお

☎0287-47-5577

矢板市地域包括支援センターすえひろ

☎0287-47-7005

● 認知症初期集中支援チームについて

支援につながりにくい認知症やその疑いのある方のご家庭に、医師・保健師・看護師・社会福祉士等の専門職がチームとなり、ご自宅を訪問等し、生活の様子や困りごと・心配なことを詳しくお伺いします。そのうえで、病院受診や介護サービスの利用、ご家族の介護負担軽減など必要な支援につなげていきます。

● 認知症地域支援推進員について

認知症になっても安心して生活できるよう、認知症の方や認知症について心配のある方の相談支援、認知症の正しい理解や対処方法、認知症予防などについての普及啓発活動を行います。

《問合わせ先》 矢板市高齢対策課 ☎0287-43-3896

公益社団法人認知症の人と家族の会

1980年結成。全国47都道府県に支部があり、1万1千人の会員が励ましあい、助け合って「認知症があっても安心して暮らせる社会」を目指しています。

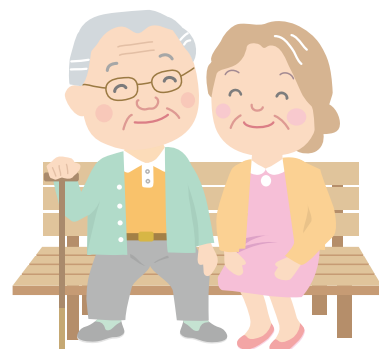
- ・公益社団法人認知症の人と家族の会 栃木県支部
電話相談 月～土曜 13:30～16:00 ☎028-627-1122
*土曜は若年性認知症支援コーディネーターに相談ができます。

まずは相談
してみよう

若年性認知症コールセンター

電話相談 月～土曜 10:00～15:00
※年末年始・祝日除く

☎0800-100-2707
(フリーコール)



受診する

Q なぜ医師の診断が必要なの？

認知症の症状が見られる場合でもその原因やタイプによって、その後の生活上の注意点や治療方法も変わってきますので、その見極めのために医師の診断が大切です。何かの病気が原因で認知症の症状が見られるのであれば、その病気の治療が必要となります。

Q どのようにして検査するの？

一般的には、医師と対面して問診で診断します。そのほか、記憶や認知機能の程度を調べる検査や、脳の状態を視る画像検査（CT や MRI）が行われることもあります。

Q 何科に行けばいいの？

一般的には神経内科、精神科、心療内科、脳外科、あるいは「もの忘れ外来」というような専門外来で診てもらえます。何科を受診したらよいか迷った時はかかりつけ医に相談して紹介してもらってもよいでしょう。



※来院の際にはご家族など、患者さんの普段の生活状況をよくご存知の方が同伴してください。

認知症外来実施医療機関及び認知症専門医

認知症疾患医療センター

※受診の際は事前に電話で確認してください。

認知症について保健・医療・介護機関と連携を図りながら、専門スタッフによる認知症に関する医療福祉相談や専門医による鑑別診断・治療の選定などを行い、認知症の方本人や家族の方々にとって最も良いケアの方法を考えていきます。

佐藤病院 矢板市土屋 18
院長 佐藤 勇人 医師

☎0287-43-1150
電話受付時間 〈月曜～土曜〉9:30～17:00

受診する

認知症サポート医

国立長寿医療研究センターが行う認知症サポート医養成研修を終了し、かかりつけ医への助言等の支援を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等の連携役となる医師です。

佐藤病院

佐藤 勇人 医師
山下 晃弘 医師
大澤 卓郎 医師
秋山 正則 医師
佐藤 守 医師

☎0287-43-0758
矢板市土屋 18

上田医院

上田 明彦 医師

☎0287-43-7766
矢板市末広町 32-2

尾形クリニック

尾形 享一 医師

☎0287-43-2230
矢板市末広町 45-3

かかりつけ医認知症対応力向上研修会受講修了者

高齢者が日頃より受診する診療所等の主治医（かかりつけ医）に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の方とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施し、認知症サポート医と連携のもと認知症の発症初期から状況に応じた認知症の方への支援を行っています。

受講修了者につきましては、栃木県のホームページをご参照ください。



介護が必要になっても・・・ 認知症になっても・・・ 安心して過ごせる社会を作ろう！



サービス利用の手順

介護保険とは

40歳以上になると加入者（被保険者）となり保険料を納め、介護が必要になったとき、本人やそのご家族の負担を社会全体で支えようと考えられた仕組みで、さまざまなサービスが受けられます。

① 介護サービスや介護予防サービスを利用したい人

1 申請

申請は本人または家族などのほか、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

高齢対策課 介護保険担当
☎0287-43-3896

申請時に必要なもの

介護保険証(65歳以上の方)

マイナンバーカード※

健康保険証(40～64歳の特定疾病の方)

申請書

※マイナンバーカードがお手元にある場合はご持参ください。●印鑑は不要です●申請書は窓口にございます。各市町のホームページからもダウンロードできます。



2 要介護認定

申請をすると、訪問調査の後に公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。

○訪問調査

市町の担当職員などが、自宅などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

○主治医の意見書

市町の依頼により主治医が意見書を作成します。主治医がいない方は市町が紹介する医師の診断を受けます。

○一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピューターに入力し、一次判定を行います。

○二次判定 介護認定審査会

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。



② 介護予防・生活支援サービスを利用したい人

1 基本チェックリストを受ける

地域包括支援センターや市町の窓口で基本チェックリストを受けて、生活機能の低下が見られた場合は、「介護予防・生活支援サービス事業対象者」として介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

※基本チェックリストを受けた後でも、介護が必要と思われる人には要介護認定の申請を案内します。

※40歳以上65歳未満の人は、基本チェックリストによる判定は利用できないため、要介護認定で要支援1・2と認定される必要があります。

③ 一般介護予防事業のみ利用したい人

介護保険（介護サービス・介護予防サービス）の利用には要介護認定の申請が必要です。
なお、介護予防・生活支援サービス事業を利用したい方は基本チェックリストを受ける必要があります。

Q 訪問調査ではどんな心構えが必要ですか？

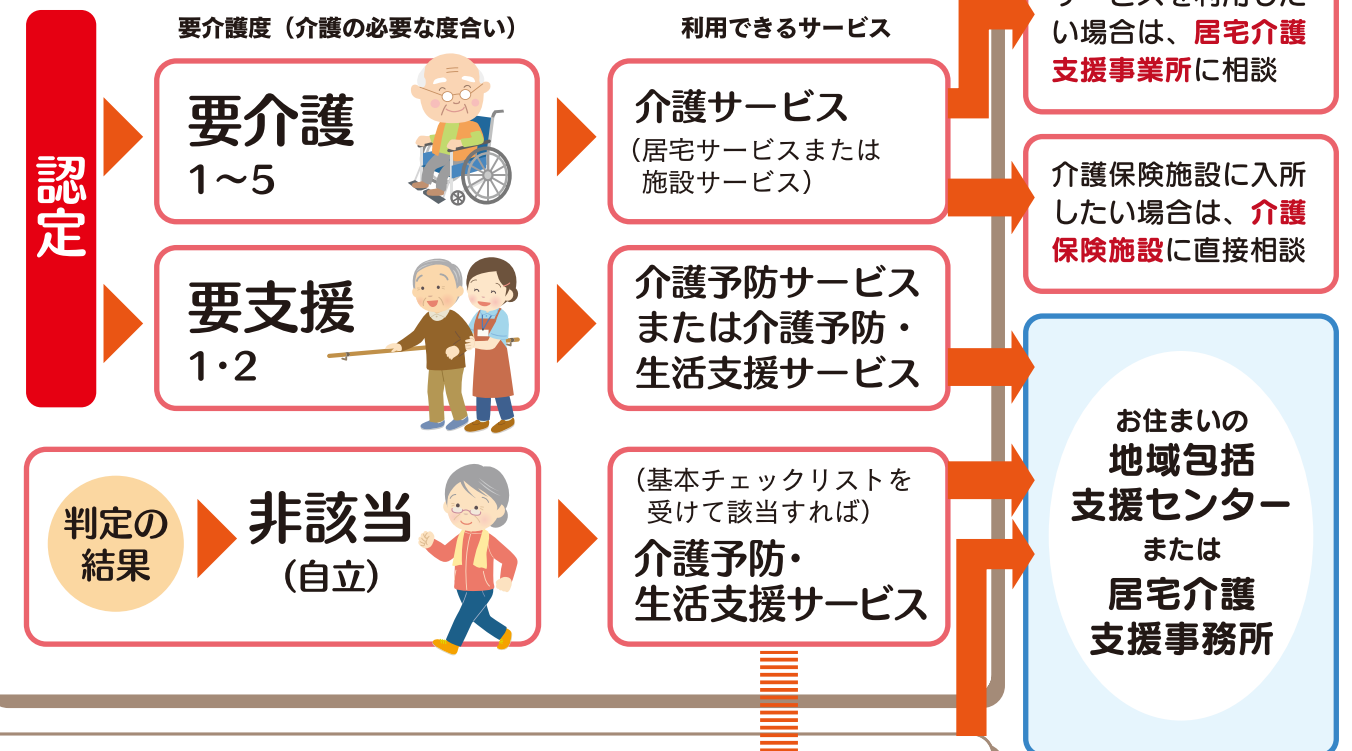
A 利用者の普段の生活や身体の状態をありのまま伝えましょう。

訪問調査では「片足で立っていられるか」「何かにつかまらないで起き上がるか」など、あらかじめ定められた項目にしたがって調査員が質問します。日常の様子などについて、詳しくたずねられる場合もありますので、できるだけ具体的に伝えましょう。認知症の方などは、気候や時間帯によって状態が違ってくる場合もありますので、家族が日頃の様子をメモし、伝えたいことを整理しておくといでしょう。



3 結果の通知

通知は申請から原則30日以内に届きます。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが異なります。



○介護予防・生活支援サービス事業

介護予防のさまざまな要望に対応するため、これまでの介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスに加え、市町独自の様々なサービスを行います。具体的な内容や費用などは、地域包括支援センターにお問合せください。

○一般介護予防事業のサービス

65歳以上なら誰でも利用できるサービスです。

矢板市や地域の住民が主体となった介護予防教室等に参加できます。具体的な内容や費用などは、高齢対策課又は地域包括支援センターにお問合せください。



介護サービス

サービス利用料は事業所により異なります。サービスによっては、別途、食費・日常生活費・滞在費が必要です。

1. 在宅サービス 来てもらう

① 居宅介護支援

- 介護保険サービスを利用するには、ケアマネジャー（介護支援専門員）の選定が必要です。相談は無料です。



②-1 訪問介護（ホームヘルプ）

要介護 と認定された方

- ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。
 - ・身体介護中心：食事、入浴、排泄のお世話、衣類やシーツの交換など
 - ・生活援助中心：住居の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理など

利用者負担（1割負担の場合） のめやす	身体介護中心（20分以上30分未満の場合）：244円 生活援助中心（20分以上45分未満の場合）：179円
------------------------	--

②-2 介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス）

要支援・事業対象者 と認定された方

※生活援助中心のサービスになります。内容や負担金の額は
お住まいの地区を担当する地域包括支援センター等にご確認ください。

③ 訪問入浴介護〔介護予防訪問入浴介護〕

要介護（要支援） と認定された方

- 自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。



利用者負担（1割負担の場合） のめやす	1回1,266円 [856円]
------------------------	-----------------

④ 訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕

要介護（要支援） と認定された方

- リハビリの専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けられます。

利用者負担（1割負担の場合） のめやす	1回308円（20分間の場合） [298円]
------------------------	------------------------

⑤ 訪問看護〔介護予防訪問看護〕

要介護（要支援）

と認定された方で、疾患などのある方
（主治医が訪問看護を必要と認めた方）



- 看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理などをしてもらいます。

利用者負担（1割負担の場合） のめやす	訪問看護ステーションから20分以上30分未満の場合471円 [451円] ※早朝・夜間25%加算、深夜は50%加算
------------------------	--

⑥ 居宅療養管理指導〔介護予防居宅療養管理指導〕

要介護（要支援）

と認定された方

- 通院が困難である場合などで、医師、歯科医師、薬剤師などに訪問してもらい、療養上の管理ができるようにサポートしてもらいます。

利用者負担（1割負担の場合） のめやす	医師が行う場合515円
------------------------	-------------

2. 在宅サービス 通う

①-1 通所介護（デイサービス）

要介護 と認定された方

- 体調管理や日常生活における支援が必要な方に向いているサービスです。
デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。
利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができることや、ご家族の介護負担の軽減を目的とします。

利用者負担（1割負担の場合） のめやす	〈通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合〉 658円～1,148円 ※送迎含
------------------------	--

①-2 介護予防・生活支援サービス（通所型サービス）

要支援・事業対象者

と認定された方

※内容や負担金の額は各市町により異なるので、お住まいの地域包括支援センター等にご確認ください。

② 通所リハビリテーション（デイケア）〔介護予防通所リハビリテーション〕

要介護（要支援）

と認定された方

- 医学的な管理を必要としている方に向いているサービスです。介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリ専門職によるリハビリテーションを日帰りで受けることができます。

利用者負担（1割負担の場合） のめやす	〈通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合〉	
	要介護	762円～1,379円 / 回※送迎含
	要支援1	2,268円 / 月
	要支援2	4,228円 / 月

3. 在宅サービス

泊まる

①短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕(ショートステイ)

要介護（要支援）

と認定された方

● 介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

利用者負担（1割負担の場合）
のめやす

〈介護老人福祉施設併設型の施設の場合〉(いずれも1日)
要介護 従来型個室 603円～884円
多床室 603円～884円
ユニット型個室 704円～987円
要支援 従来型個室 451円～561円
多床室 451円～561円
ユニット型個室 529円～656円

②短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕(ショートステイ)

要介護（要支援）

と認定された方

● 介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

利用者負担（1割負担の場合）
のめやす

〈介護老人保健施設の場合〉(いずれも1日)
要介護 従来型個室 753円～971円
多床室 830円～1,052円
ユニット型個室 836円～1,056円
要支援 従来型個室 579円～726円
多床室 613円～774円
ユニット型個室 624円～789円

4. 多機能サービス

通う

来てもらう

泊まる

小規模多機能型居宅介護

要介護（要支援）

と認定された方

● お住まいの市町での利用となります。
この施設を利用するには、この施設に所属しているケアマネジャー（介護支援専門員）が担当となり、ケアプランを作成します。
自宅から通いを中心とし、宿泊や訪問を組み合わせ、24時間365日安心して、自宅で継続して生活するために必要な支援が受けられます。

利用者負担（1割負担の場合）
のめやす

要介護 月額 10,458円～27,209円
要支援 月額 3,450円～6,972円

5. 福祉用具

借りる

買う

福祉用具貸与〔介護予防福祉用具貸与〕

要介護（要支援）

と認定された方

● 日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルするサービスです。

利用者負担（1割負担の場合） レンタル費用の1割

手すり・スロープ・歩行者・歩行補助つえ

要支援 1 以上

車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具
・体位変換器・認知症老人徘徊感知器・移動用リフト

要介護 2 以上

自動排泄処理装置

要介護 4 以上

 ※尿のみ吸収するものは要支援 1 以上

特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕

要介護（要支援）

と認定された方

● 都道府県等の指定を受けた事業者から購入した時、購入費が支給されます。（申請が必要です。）

利用者負担（1割負担の場合） 購入費用の1割（同年度内で10万円が上限）

対象用具

 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、排泄予測支援機器

6. 住宅改修

住宅改修費支給〔介護予防住宅改修費支給〕

要介護（要支援）

と認定された方

● 手すりの取り付けや段差解消など小規模な改修に対して支給され、生活・介護環境を整備できます。
（事前の申請が必要になりますので、ケアマネジャーにご相談ください。）

利用者負担（1割負担の場合） 改修費用の1割（20万円が上限）

7. 入所・入院サービス

施設において生活

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

要介護3以上

の方で、常に介護が必要、自宅では介護ができない方

● 食事・入浴など日常生活の介護・健康管理などが受けられます。

利用者負担（1割負担の場合）
のめやす 月額6～15万円程度

介護サービス

②介護老人保健施設

要介護の方で、病状が安定しリハビリに重点をおいた介護が必要な方

●医学的な管理のもとで介護・看護・リハビリが受けられます。

利用者負担（1割負担の場合）
のめやす 月額6～15万円程度

③介護医療院

要介護の方で長期にわたり療養が必要な方

●医療のほか生活の場としての機能も備え、日常生活上の介護などが受けられます。

④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症で要支援2・要介護と認定された方

●お住まいの市町での利用となります。
認知症の方が共同生活をする住宅で、食事・入浴などの介護支援を受けることができます。

利用者負担（1割負担の場合）
のめやす 〈ユニット数1の場合〉
1日765円～859円

⑤特定施設入居者生活介護

●指定を受けた有料老人ホームなどに入居している方を対象にしています。
食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
料金は利用者負担です。

⑥介護保険適用外の施設
(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）)

●バリアフリー等、高齢者が暮らしやすいように考慮した高齢者向け住宅となっています。
料金は利用者負担となります。（参考：月額12万円～ 仲介手数料・敷金など別途料金必要）



介護予防事業

支援内容、対象者が異なります。詳しくは問い合わせ先にご連絡ください。

①介護予防に関する事業

地域の高齢者が、自ら活動し介護予防に関する知識を得たり、運動等の活動を通じて、筋力低下や認知機能低下を予防します。

名 称	内 容
いきいき体操教室	地区ごとに月に1回程度開催している体操教室です。 シルバーサポーター（市のボランティア）による、体操、脳トレ、レクリエーション、市のスタッフによる血圧測定、健康講話、栄養講話、調理実習、歯科講話などを実施しています。
各種介護予防教室	転倒予防のための下肢筋力強化、介護予防に関する運動等を行います。
出前講座	介護保険講座、認知症サポーター養成講座等を行います。
認知症予防教室	脳を活性化させる運動、脳トレ、認知症予防に関する講話等を行います。
認知機能簡易検査	軽度認知機能障害（MCI：認知症の前段階）を早期に発見する検査です。 タッチパネルを使った検査で、所要時間は20分前後です。

《問い合わせ先》 矢板市高齢対策課 ☎ 0287-43-3896

②シニアクラブ

高齢者の知識経験を活かし、生きがい・健康づくり、社会参加活動、ボランティア活動等を行っている自主的な団体です。

《問い合わせ先》 矢板市シニアクラブ連合会 社会福祉協議会 ☎ 0287-44-3000

③地域交流サロン

高齢者の知識経験を活かし、生きがい・健康づくり、社会参加活動、ボランティア活動等を行っている自主的な団体です。

名 称	内 容	問い合わせ先
きらきらサロン	場所：各自治公民館等 内容：おしゃべり会や、軽い運動など。 詳しくはQRコードまたはお問い合わせください。	矢板市高齢対策課 ☎ 0287-43-3896
泉常設型サロン「いこいず」 令和6年4月オープン	場所：泉きずな館 北館1階 開設時間：月～金曜日 9時～16時 対象：どなたでも（お子さんから高齢者の方まで、お待ちしております。泉地区以外の方も大歓迎） 内容：うたごえ喫茶、サロン農園、泉保育所との交流、体操教室、かぎ針編み、季節の料理教室、映画・レコード鑑賞、腰痛体操、よろず相談会など 参加費：無料（一部材料費などの実費を頂くこともあります） 送迎：泉地区限定で無料送迎いたします（要事前登録・要予約） ワンコイン給食：月～金曜日（前週金曜日までに要予約）500円	いこいず ☎ 0287-43-2231 矢板市社会福祉協議会 ☎ 0287-44-3000

④木幡北山はつらつ館

高齢者相互のふれあいと、地域の子どもの交流を目的とした施設で、毎月さまざまな行事や講座を開催しています。

《問い合わせ先》 矢板市高齢対策課 ☎ 0287-43-3896



⑤やいた元気シニア地域活動応援ポイント事業(お元気ポイント事業)

地域ボランティア活動や生きがいづくり活動1回につき1～2ポイントを付与します。貯まったポイントは商品券等と交換したり、寄付したりすることができます。

《問合わせ先》 矢板市社会福祉協議会 ☎ **0287-44-3000**

⑥シルバー人材センター

生きがいの充実や社会参加を希望する、概ね 60 歳以上の方に対して長年培ってきた能力や経験を生かした仕事（農作業・剪定・掃除等）を提供する団体です。

《問合わせ先》 矢板市シルバー人材センター ☎ **0287-43-6660**

認知症関連事業

⑦認知症サポーター養成講座

認知症の正しい知識や接し方を学び、自分のできる範囲で認知症の方とその家族を支援する認知症サポーターを養成する講座を随時開催しています。一般住民の他、学校や企業などの団体を対象に、ご要望に応じて出張講座も可能です。

《問合わせ先》 矢板市高齢対策課 ☎ **0287-43-3896**



⑧認知症カフェ

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合うための認知症カフェを開催しています。

おたがいさんカフェ	(偶数月第3金曜日) ダイユー矢板店	午後2時～4時	参加費 無 料
	(奇数月第3金曜日) ベイシア矢板店		
	(第3火曜日) 泉常設型サロン「いこいず」	午後1時30分～3時	

《問合わせ先》 矢板市高齢対策課 ☎ **0287-43-3896**

なんくるないさあ	(第4日曜日) マイホームコリーナ	午後1時～3時	参加費 無 料
----------	-------------------	---------	------------

《問合わせ先》 マイホームコリーナ ☎ **0287-48-8260**

⑨オレンジヘルプカード

外見からは認知症があることが分かりづらい方などが、普段の生活の中や、道に迷われた時など、困った時や支援を必要とする時に周囲の方に気づいていただき、適切な支援や配慮を得られやすくなるためのカードです。カードには、ご本人が困りやすい事や緊急連絡先などを記入できます。

配布場所：高齢対策課窓口 市ホームページよりダウンロードしていただくことも可能です。

《問合わせ先》 矢板市高齢対策課 ☎ **0287-43-3896**



家族介護支援

⑩家族介護者支援

介護を行う家族の方や経験者の方等を対象とし家族同士の交流会等を開催しています。また、在宅で紙オムツを利用している方への支援があります。詳細はお問合わせください。

名 称	内 容	問合わせ先
家族介護者の会 (りんごの会)	月1回程度 市保健福祉センター 午前9時30分～ 無料	矢板市高齢対策課 ☎ 0287-43-3896
在宅寝たきり老人等 介護手当	要介護4または5(または要介護4、5相当)の方 在宅で常時介護している同一世帯の方に手 当を支給	
家族介護慰労金	在宅寝たきり老人等介護手当該当、かつ市民 税非課税世帯で要介護高齢者が過去1年間介護 サービスを受けなかった場合、常時介護して いる方に慰労金を支給	矢板市社会福祉協議会 ☎ 0287-44-3000
介護用品支給事業	市指定の販売店で使用できる紙おむつ券を給 付 要介護4以上の在宅者	

見守り支援・生活支援

⑪緊急通報に関する事業

自宅での急病・事故などに際し、無線発信機や緊急通報電話の利用、情報キット等の設置をすることにより、速やかな救助活動が行えるようにします。

名 称	対 象	問合わせ先
緊急通報装置貸与	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者	矢板市高齢対策課 ☎ 0287-43-3896
救急医療情報キット給付	70歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等	

⑫見守り配食サービス

調理や買い物が困難な方に対して、ご自宅までお弁当を宅配すると同時に安否を確認します。

名 称	内 容	問合わせ先
高齢者等給食サービス	毎週火又は木、昼食を配達し安否確認 対象：ひとり暮らし高齢者、または高齢者夫婦世帯 でおおむね 65 歳以上、近隣に家族がいない方、介 護サービスを週 3 回以上利用していない方等 費用：1食 200 円	矢板市社会福祉協議会 ☎ 0287-44-3000

⑬見守り支援ネットワーク

地域の住民の方、民生児童委員、自治会、公共機関、介護サービス事業者、各種団体等が連携を図り「目」や「耳」となり高齢者を見守っていく体制です。

名 称	内 容	問合わせ先
徘徊高齢者等事前登録 制度	徘徊のおそれのある人の情報(氏名・住所・特 徴・写真等)を事前に登録し、早期発見や、身元 確認につなげる	矢板市高齢対策課 ☎ 0287-43-3896
ひとり暮らし高齢者 「愛の訪問事業」	週2回ヤクルトスタッフがヤクルトを直接手渡し、 安否確認 対象：80歳以上のひとり暮らし高齢者、デイサービ ス、ヘルパー、老人給食等を週2回以上利用してい ない方	矢板市社会福祉協議会 ☎ 0287-44-3000

⑭生活支援事業

身体機能が低下し、買い物や掃除、簡単な作業等が困難になった方に対し支援するサービスです。

名 称	内 容	問合わせ先
生活支援ホームヘルプサービス	家事援助等 費用：30分あたり100円(週2回程度)	矢板市高齢対策課 ☎ 0287-43-3896
寝具洗濯乾燥消毒サービス	年2回まで。敷・掛布団、毛布の3点セット 費用：1回 890円 対象：ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等	
日常生活自立支援用具給付	各種用具の給付 費用：所得に応じて負担あり	

⑮移動支援

高齢になり自分で運転できない、公共交通機関を利用できない、心身の理由等で移動が難しい方等を対象としワゴン車の運行、デマンド交通やタクシー料金を助成する制度です。ご利用には事前に登録・予約が必要です。

名 称	内 容	問合わせ先
福祉タクシー事業	対象：80歳以上の方、身体障がい者手帳等をお持ちの方（障がいの程度により交付） 内容：タクシー券交付（基本料金分） 年間24枚（障がい者は48枚）	矢板市社会福祉課 ☎ 0287-43-1116
ともなりパス75（高齢者外出支援事業）	対象：75歳以上の方 内容：市営バス生涯無料券を交付	矢板市生活環境課 ☎ 0287-43-6755
デマンド交通	対象：市内在住で利用登録された方 内容：自宅から目的地まで乗り合い運行 利用料金：年齢等により利用料金のちがいあり	

⑯免許返納支援

65歳以上の住民で、すべての運転免許を自主返納した方への支援事業です。

名 称	内 容	問合わせ先
ともなりパス65（高齢者運転免許自主返納事業）	75歳の誕生日まで有効の、ともなりパス65（市営バス無料乗車券）を交付	矢板市生活環境課 ☎ 0287-43-6755

⑰移動販売車「すーぱーつぼみん号」

移動販売を通じて、日常の買い物に不便を感じている方などへの支援や販売員による地域の見守りを行います。毎週月曜日、木曜日に各拠点15分程度滞在し、食品や日用品等を販売します。運行ルート等の最新情報はHPでご確認ください。

《問合わせ先》 矢板市高齢対策課 ☎ 0287-43-3896
矢板市社会福祉協議会 ☎ 0287-44-3000



⑱YAITAごみ出し応援プロジェクト

家庭ごみをごみステーションまで搬出することが困難な高齢者世帯または障がい者世帯等とごみ出し応援隊をマッチングし、ごみ出しの負担を軽減するとともに、見守りを行います。

《問合わせ先》 矢板市高齢対策課 ☎ 0287-43-3896
矢板市社会福祉協議会 ☎ 0287-44-3000



⑲あすてらす（日常生活自立支援事業）

認知症など何らかの障がいにより、判断能力が十分でない方が、地域で安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する相談、情報提供や日常生活に必要な金銭管理等の援助を行います。

《問合わせ先》 矢板市社会福祉協議会 ☎ 0287-44-3000

権利擁護支援

⑳成年後見制度

認知症など何らかの障がいにより、判断能力が不十分な方が契約行為や財産管理などをする時に不利益が生じないように、成年後見人等が本人に代わって財産管理や意思決定をする制度です。

名 称	内 容	問合わせ先
矢板市中核機関	成年後見制度の円滑な利用を推進することを目的とし、4つの機能（①広報②相談③制度利用促進④後見人支援）を果たします。	矢板市高齢対策課 ☎ 0287-43-3896 矢板市社会福祉課 ☎ 0287-43-1116
成年後見無料相談会	奇数月 第3水曜日午前10時～12時 ※事前予約が必要になります 無料	矢板市社会福祉協議会 ☎ 0287-44-3000

終活支援

㉑エンディングサポート（終活）支援

元気なうちに今後の人生について考え準備することで、住み慣れた地域で不安なく安心した生活ができるようサポートします。

《問合わせ先》 矢板市高齢対策課 ☎ 0287-43-3896



※ 医療マップ（P25～P26）をご覧ください。

医 科（かかりつけ医療機関一覧）

市外局番（0287）

「かかりつけ医」を持ちましょう ～かかりつけ医は、あなたやご家族の病気や健康管理などを気軽に相談できる「身近なお医者さん」～
まずは、かかりつけ医にご相談ください。
かかりつけ医がない、わからないという方は、お住まいの地区の「地域包括支援センター」にご相談ください。 ⇨ 裏表紙の地域包括支援センター一覧をご覧ください。

地図番号	医療機関名	診療科目（外来）	住 所	電話番号
①	上 田 医 院	整形外科・内科・循環器内科・消化器内科・リハビリ	末広町32-2	43-7766
②	尾形クリニック	内科・消化器内科・循環器内科・腎臓内科・人工透析内科・呼吸器内科・外科・整形外科・泌尿器科・リハビリ・放射線科	末広町45-3	43-2230
③	かるべ皮膚科 小児科医院	小児科・皮膚科	木幡1324	43-1210
④	かわしま 循環器内科	内科・循環器内科・糖尿病内科	富田302	43-5470
⑤	きうち産婦人科医院	産婦人科	富田548-1	43-5600
⑥	国際医療福祉大学 塩 谷 病 院	内科・総合診療科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・糖尿病代謝内分泌内科 脳神経内科・外科・心臓血管外科・血管外科・消化器外科・乳腺外科・整形外科 脳神経外科・形成外科・小児科・皮膚科・泌尿器科・婦人科・眼科・耳鼻咽喉科 リハビリ・放射線科・臨床検査科・病理診断科・麻酔科・救急科	富田77	44-1155
⑦	後 藤 医 院	内科・小児科	末広町63-9	44-2323
⑧	佐 藤 病 院	精神科・内科・皮膚科	土屋18	43-0758
⑨	なかじまクリニック	整形外科・リハビリ・内科	木幡2574-6	48-7701
⑩	西川 整形外科	整形外科・外科・リハビリ・リウマチ	乙畑1453-3	48-2552
⑪	橋 本 医 院	内科・消化器内科	泉377-5	43-0406
⑫	村 井 医 院	耳鼻咽喉科・気管食道外科・アレルギー・リハビリ（聴覚・音声）	扇町1-10-28	43-0064
⑬	村 井 胃 腸 科 外科クリニック	内科・胃腸科・循環器科・外科・整形外科・肛門科・泌尿器科・リハビリ	木幡1308-20	40-3055
⑭	矢 板 南 病 院	内科・脳神経内科・皮膚科・人工透析	乙畑1735-9	48-2555
⑮	谷 仲 医 院	内科・循環器科	片岡2096-84	48-0800
⑯	山田クリニック	内科・胃腸科・小児科	片岡2146-3	48-1212

歯 科（在宅歯科診療対応歯科医院）

市外局番（0287）

まずは、かかりつけ歯科医院にご相談ください。
かかりつけ歯科医院がない、わからないという方は、「とちぎ在宅歯科医療連携室」にご相談ください。 ⇨ とちぎ在宅歯科医療連携室 028-648-0750

地図番号	医療機関名	住 所	電話番号	在宅歯科 診療対応
①	阿久津歯科医院	末広町13-11	43-0233	○
②	荒井歯科医院	鹿島町2-30	43-9086	
③	印南歯科医院	富田556-5	43-3436	○
④	すずき歯科	片岡2088-11	48-3421	○
⑤	高塩歯科医院	扇町2-1-14	43-0170	○
⑥	高瀬歯科医院	木幡1362-5	43-5678	○
⑦	田中歯科医院	乙畑1631-1	48-1182	○

地図番号	医療機関名	住 所	電話番号	在宅歯科 診療対応
⑧	村井歯科医院	本町8-32	43-0255	○
⑨	八板歯科医院	扇町1-6-12	43-0145	○
⑩	わたなべけいこ歯科	上町657	40-3026	○
⑪	渡辺セントラル歯科	末広町42-9	43-8020	○
⑫	かねこ歯科医院	針生41-7	40-0118	
⑬	渡辺歯科医院	本町6-34	43-3331	

保 険 薬 局

市外局番（0287）

「かかりつけ薬局」を持ちましょう
在宅対応につきましては、まずはいつもご利用されている「かかりつけ薬局」にご相談ください。
栃木県薬剤師会 028-658-9877

地図番号	薬 局 名	住 所	電話番号
①	大 貫 薬 局	扇町1-6-4	43-0019
②	コスモフーマ 薬局扇町店	扇町1-10-30	48-7192
③	大 谷 薬 局	本町14-4	43-0015
④	とちの木薬局矢板店	富田302	47-4163
⑤	コスモフーマ 薬局末広町店	末広町33-3	40-0155
⑥	シ テ イ 薬 局	末広町45-7	44-2710

地図番号	薬 局 名	住 所	電話番号
⑦	ポニー薬局矢板店	末広町64-5	40-0501
⑧	だるま薬局矢板店	乙畑1423-13	47-7708
⑨	カワチ薬局矢板南店	木幡1563-1	44-2881
⑩	パンジ ー 薬 局	木幡1326-10	48-7590
⑪	コスモ調剤薬局木幡店	木幡1308-1	40-0655
⑫	い ち い 薬 局	片岡2150-3	41-8038
⑬	フクシ矢板薬局	土屋68-1	40-2940

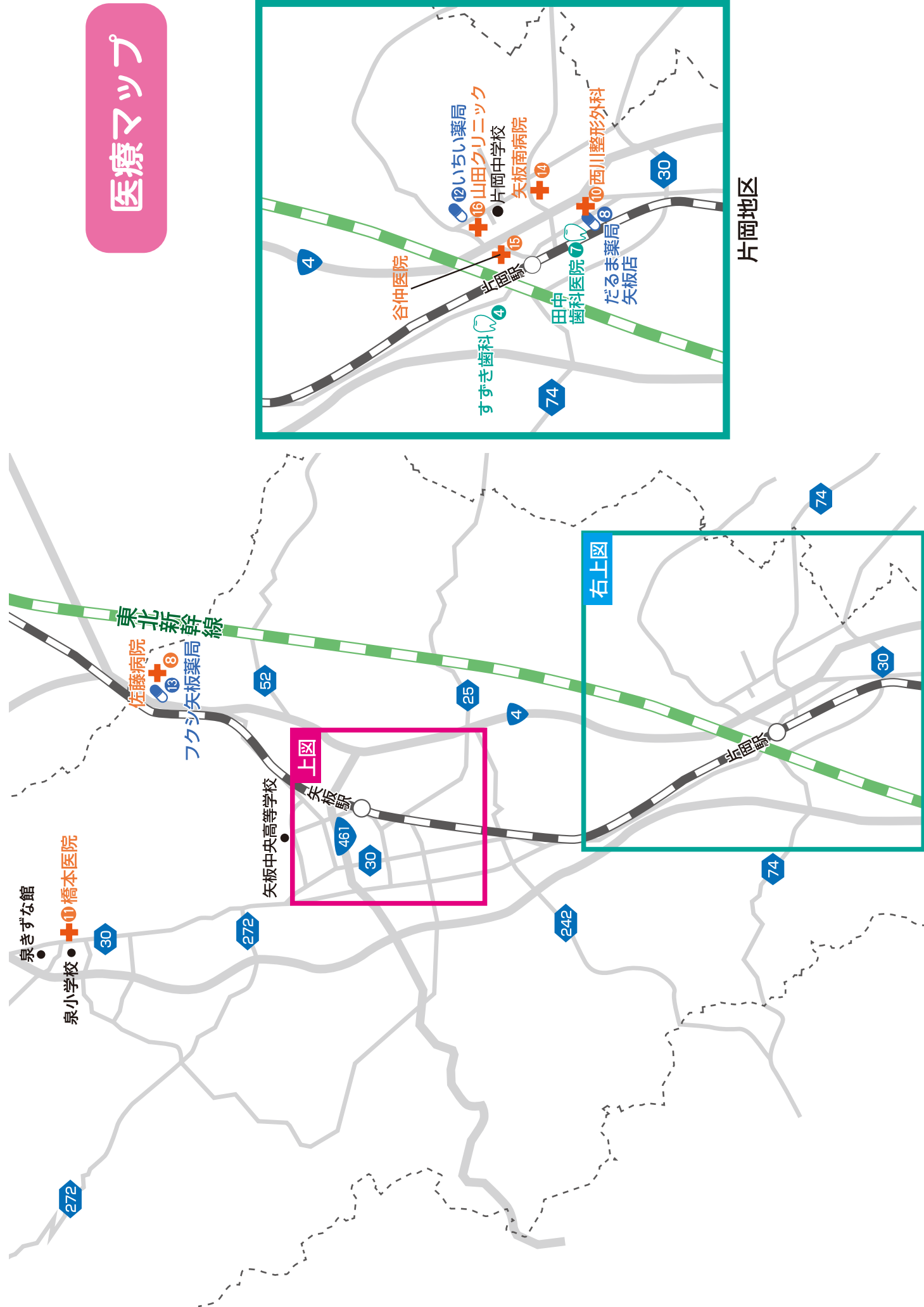
訪問看護ステーション

市外局番（0287）

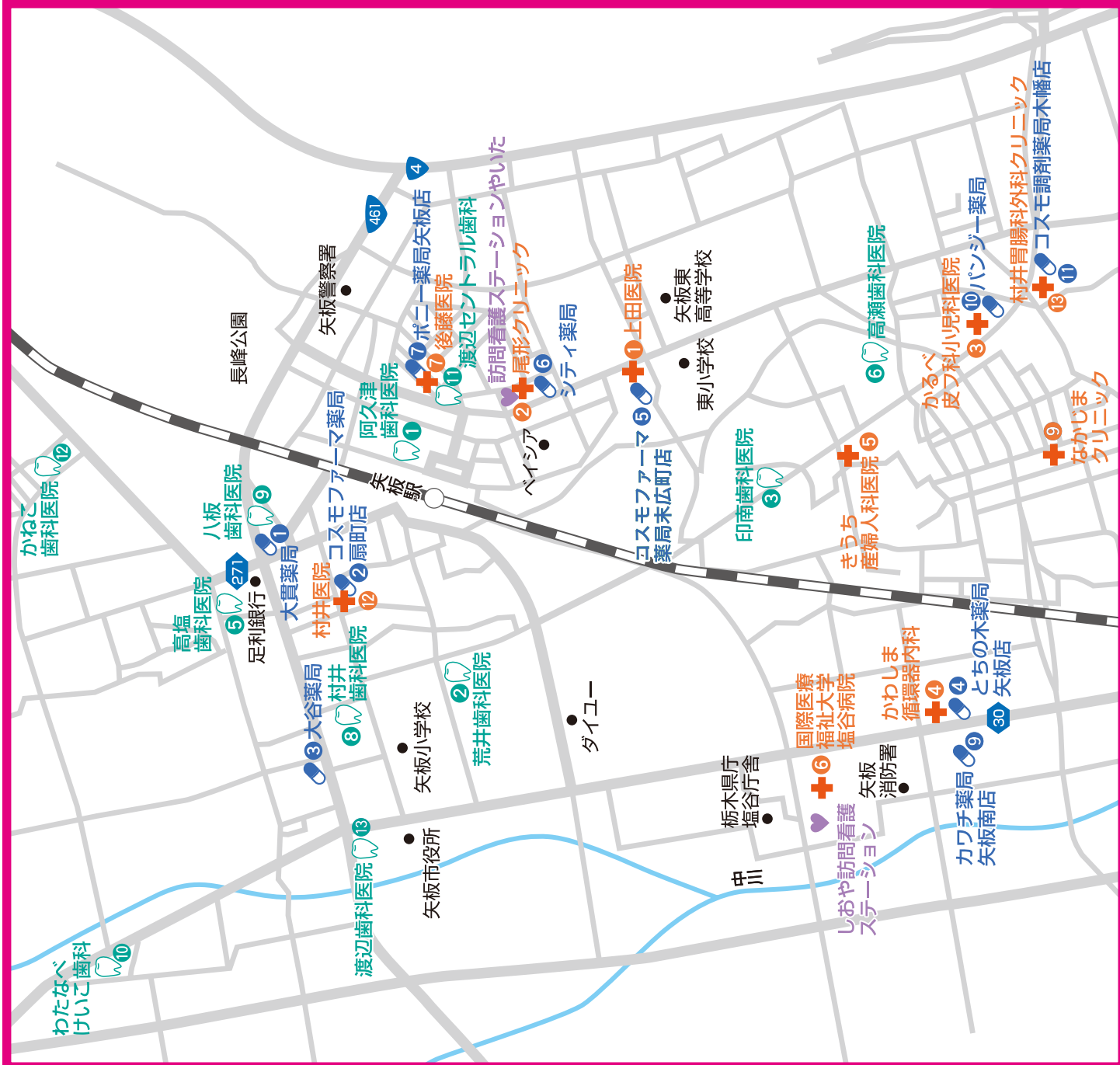
地図番号	事 業 所 名	住 所	電話番号
♥	しおや訪問看護ステーション	富田77	44-2788

地図番号	事 業 所 名	住 所	電話番号
♥	訪問看護ステーションやいた	中2011-4	44-2011

プッシュ療法



矢板市街図

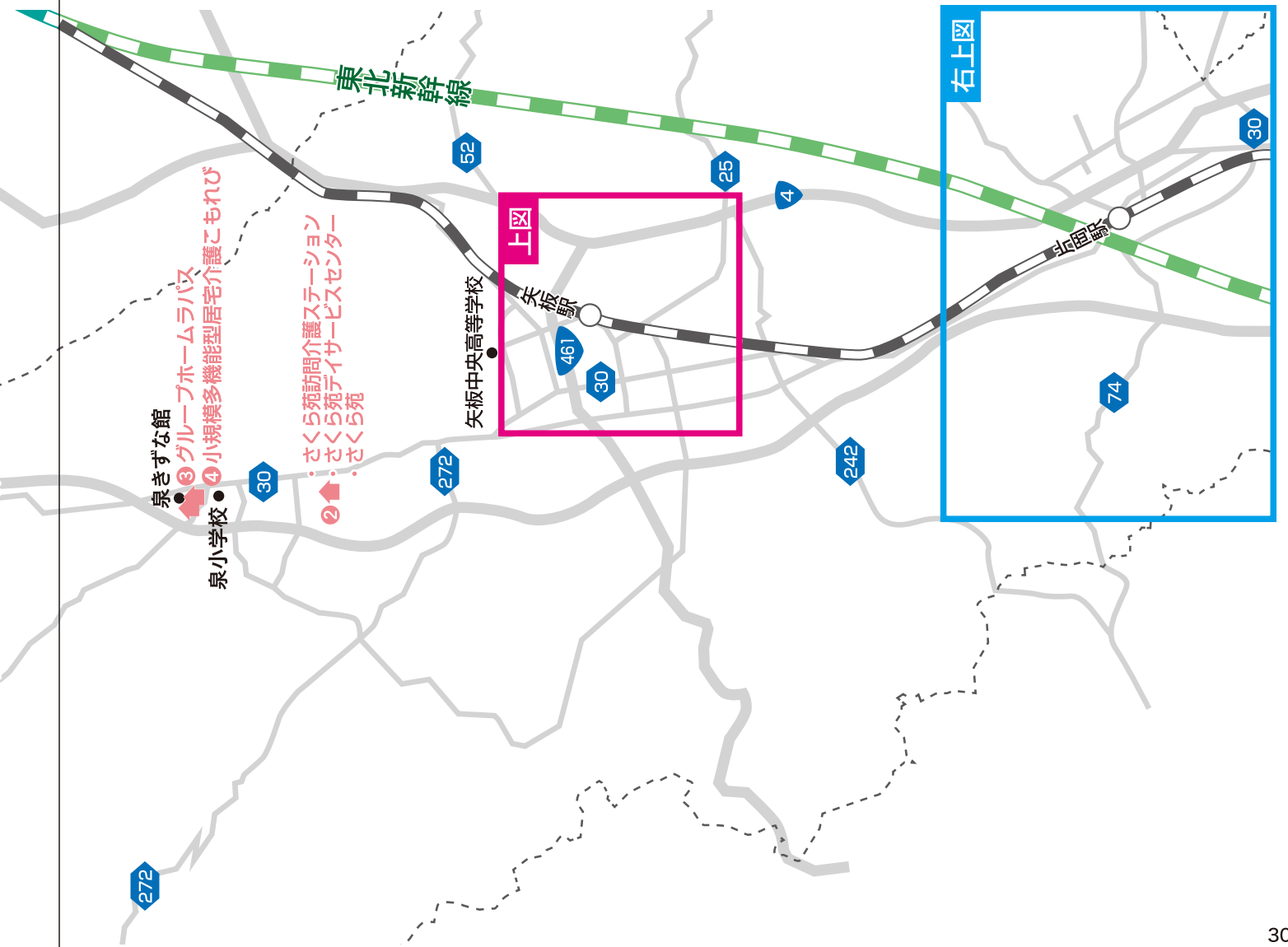


※介護マップ（P29～P30）をご覧ください。

介護サービス事業所				市外局番 (0287)										介護サービス事業所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
地図番号	事業所名	住所	電話番号	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	

※印は地域密着型サービスのための、原則矢板市に住民票のある方のみ利用できます。

矢板市地域
包括支援センターやしお



右上图

圖